

「OKAYAMA ハレ活プロジェクト」広告掲載取扱要領に係る掲載基準

(令和5年12月28日保健福祉局長決裁)

この基準は、「OKAYAMA ハレ活プロジェクト」広告掲載取扱要領(以下「要領」という。)の明確化を図るため、掲載に関する基準として定めるものである。

(広告の表現)

第1条 広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク(「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)

ウ ラジオボタン(あたかも選択ができるような誤解を与えるもの)

エ テキストボックス(あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)

オ プルダウンメニュー(あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)

(2) OKAYAMA ハレ活プロジェクトで提供するコンテンツとの区別化

閲覧者が OKAYAMA ハレ活プロジェクトの一部であるかのように誤解するおそれがある表現又は閲覧者が岡山市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(3) 色調及び解像度について

文字やイラスト等については、文字色と背景色のコントラスト(明度差)を十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなど、適正な処理を行い、広告を見やすくするよう配慮しなければならない。

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

イ 閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと

ウ 閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと